

介護保険を利用できるのは、まず65歳以上で医療保険に入っている人（第1号被保険者）の中で寝たきりや認知症などで介護を必要とする人（要介護状態）や家事や身仕度など日常生活で支援が必要な人（要支援状態）です。そして、40歳以上65歳未満（第2号被保険者）で初老期の認知症や脳血管疾患など、老化に伴う病気（特定疾病）によって日常生活の介護や支援が必要な人です。実際に利用するには、市役所に要介護申請をし、要介護認定を受けることとなります。

介護サービスを実際に受ける場合にも、介護を必要とする方の医学的な全身状態を最もよく把握している医師の意見が重要視されます。多くの医師会員が研修などを通して介護保険制度に精通していますので相談してみてください。

第2号被保険者が要介護認定を受ける場合には、特定疾病の診断が必要になりますが、それは次の16種類と決められています。それは、1. がん（末期） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症（ALS） 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病など） 7. パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症） 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など） 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎） 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形

性関節症です。これらの病名がついている方は要介護認定が受けられますので病名を確認してみてください。

平成19年3月28日、厚生労働省より「障害者自立支援法に基づき自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなる。介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図りたい。」と通知されました。これは介護保険のサービスが優先的に使用されることになっていることを示しています。障害を持つ第2号被保険者の方も、かかりつけの医師や主治医と相談して積極的に要介護申請をしてみてください。

介護保険を適切に利用することで、介護される方のみならず介護する方にとっても、より快適な日常生活を送っていただき、そして医師会員がその手伝いをする事ができましたら幸いと存じます。

### 日曜・休日に実施している医療機関

午前10時～午後4時

月日	場所	診療所名	科目	☎(048)	場所	診療所名	科目	☎(048)
6	志木	柳瀬川内科小児科 医院	内・小	476-7955	新座	いしもと脳神経 外科・内科	脳・内・外	483-7111
3	志木	はんだ内科 クリニック	内・胃・循・小	486-2327	新座	三須耳鼻咽喉科	耳・アレ・気	480-1187
27	和光	天野医院	内・小・麻	468-4055	新座	城西医院	内・呼	042- 421-9321

※当番医は変更になる場合もあります。確認してからお出かけください。

